



栃木県公報

平成 24 年
4 月27日(金)
第2371号

目 次

告 示

○予定保安林	355
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定	357
○障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定に係る変更	357
○地籍調査事業計画の決定	358
○土地改良区定款変更の認可	359
○道路の区域の変更	359
○道路の供用開始	359

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要	360
○土地改良区役員の退就任	360
○土地改良区役員の住所変更	363
○基本測量の終了	364
○開発行為の工事完了	364

選挙管理委員会

○政治資金規正法に基づく政治団体の収支報告書の要旨の公表	364
○政治資金規正法に基づく政治団体の解散に伴う収支報告書の要旨の公表	366

人 事 委 員 会

○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正	370
○給料の特別調整額に関する規則の一部改正	370

監 査 委 員

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者	371
----------------------	-----

告 示

栃木県告示第245号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 保安林予定森林の所在場所
大田原市北野上字尻高田入3604の29、3604の31、3604の32
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所

さくら市葛城字大久保2485の2、2547から2549まで、2626の1、2628

- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、択伐による。

字大久保2485の2・2547から2549まで・2626の1・2628（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及びさくら市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

- 1 保安林予定森林の所在場所

大田原市雲岩寺字加良美上232、232の3、742の1、742の2、744、745、747、751から755まで、757、758、759の1、759の2、760、762、763、764の1、765の3、765の5、765の6、766の1、767の1、767の3、767の4、字西輪730、731の1、731の2、732、734から740まで

- 2 指定の目的

水源の涵養^{かん}

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

- 1 保安林予定森林の所在場所

大田原市寺宿字入小滝787、788の1、788の4、788の5、789から791まで、793の1から793の5まで、794、795の1、795の3、795の4、796から806まで、807の1、808、字堀添810の1、810の2、811から816まで、817の1、818、819、820の1、821、822の1から822の5まで、823の1、823の2、824、825の1から825の4まで、826の1から826の4まで、字東川添827から830まで、831の1、834、835の1、836の1、837の1、木佐美字石橋670の1、673、676、677、679、682、683の1から683の4まで、685、689の1、690から693まで、700、701、705の1、708、710の1

- 2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第246号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
有限会社富士ファーマシー 中丸薬局	宇都宮市駒生 2-2-2	有限会社富士ファーマシー 代表取締役 早川 成美	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
田園通り薬局	宇都宮市岩曾町1077-9	有限会社くすの木 代表取締役 中島 達夫	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
ヘルシー薬局	下野市祇園 2-36-1	株式会社あさひ調剤 代表取締役 川井 淳一	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
小山メンタルクリニック	小山市駅東通り 2-23-9	医療法人なないろ 理事長 尾崎 尚子	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療

栃木県告示第247号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	変 更 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
クオール薬局 雨ヶ谷店 (たんぼぼ薬局)	小山市雨ヶ谷824-46	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
クオール薬局 小山城東店 (ひかり調剤薬局)	小山市城東 1-2-24	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
クオール薬局 小山ひがし店 (あおぞら薬局)	小山市駅東通り 1-31-16	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療

クオール薬局 小山駅南店 (いちご調剤薬局)	小山市駅南町 5-17-8	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
クオール薬局 石橋店 (石橋薬局)	下野市石橋812-12	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
クオール薬局 佐野赤門店 (赤門調剤薬局)	佐野市亀井町2641	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
クオール薬局 足利店 (わたらせ調剤薬局)	足利市上渋垂町335-1	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
クオール薬局 たかせ店 (たかせ薬局)	真岡市高勢町 1-143	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
クオール薬局 はやぶさ店 (はやぶさ薬局)	真岡市並木町 3-10-2	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
クオール薬局 並木町店 (モナミ調剤薬局)	真岡市並木町 2-22-10	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療
クオール薬局 荒町店 (藤ヶ丘薬局)	真岡市荒町 3-46-10	クオール株式会社 代表取締役 中村 勝	平成24年 4 月 1 日	精神通院医療

※表中の () 内は変更前のもの

(障害福祉課)

栃木県告示第248号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成24年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 4 月27 日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
宇都宮市	宇都宮市のうち西刑部Ⅵ・下桑島Ⅱ、下栗Ⅰ、さるやま、砂田、下田原Ⅲ、下栗Ⅱ、下栗Ⅲ、下栗Ⅳ、下栗Ⅴ、下栗Ⅵ、中里原Ⅴ・上田Ⅰ及び宝木Ⅰ・駒生Ⅰ地区	平成24年 4 月16日から
栃木市	栃木市のうち部屋ⅩⅥ及び部屋ⅩⅦ地区	
日光市	日光市のうち野口Ⅳ、野口Ⅱ・和泉Ⅲ及び野口Ⅲ地区	
小山市	小山市のうち羽川Ⅲ、観晃橋西Ⅱ、羽川Ⅳ、観晃橋西Ⅲ、羽川Ⅴ及び観晃橋西Ⅰ地区	
大田原市	大田原市のうち南金丸Ⅲ及び南金丸Ⅳ地区	
矢板市	矢板市のうち安沢Ⅵ、乙畑Ⅱ、乙畑Ⅲ、安沢Ⅶ、乙畑Ⅳ及び乙畑Ⅰ地区	
那須塩原市	那須塩原市のうち山中新田及び東小屋Ⅰ地区	

さくら市	さくら市のうち蒲須坂Ⅰ及び蒲須坂Ⅱ地区	平成25年 3 月29日まで
那須烏山市	那須烏山市のうち曲田Ⅱ、向田Ⅱ、大木須Ⅱ、日野町Ⅱ・中央Ⅰ及び曲田Ⅲ地区	
下野市	下野市のうち薬師寺Ⅵ、薬師寺Ⅶ、薬師寺Ⅷ及び仁良川Ⅰ地区	
上三川町	上三川町のうち多功Ⅰ及び多功Ⅱ地区	
芳賀町	芳賀町のうち下高根沢Ⅰ地区	
壬生町	壬生町のうち藤井壬生甲Ⅱ及び藤井壬生甲・乙Ⅰ地区	
塩谷町	塩谷町のうち羽谷久保Ⅰ及び宿下・宿上Ⅰ地区	
高根沢町	高根沢町のうち寺渡戸及び太田地区	
那須町	那須町のうち西大久保及び音羽町Ⅰ地区	
那珂川町	那珂川町のうち馬頭Ⅴ、和見Ⅱ、馬頭Ⅵ及び和見Ⅲ地区	

(農村振興課)

栃木県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
馬 頭 土 地 改 良 区	平成24年 4 月10日
市 貝 町 土 地 改 良 区	平成24年 4 月13日

(農地整備課)

栃木県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年 4 月27日から同年 5 月28日まで一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 一般県道 塙上根線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
255	前	芳賀郡益子町大字七井2459- 2 から 芳賀郡益子町大字七井3746- 1 まで	4.0 ～ 8.3	1020.0	
	後	芳賀郡益子町大字七井2459- 2 から 芳賀郡益子町大字七井3746- 1 まで	12.7 ～ 15.2	1020.0	

栃木県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成24年 4 月27日から同年 5 月28日まで一般の縦覧に供する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
202	一 般 県 道 仙 波 鍋 山 線	栃木市鍋山町276- 5 から 栃木市鍋山町1313- 1 まで	平成24年 4 月27日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出に係る意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出についての同条第 1 項の規定による意見の概要を次のとおり公告し、当該意見を平成24年 8 月27日まで栃木県産業労働観光部経営支援課において縦覧に供する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム新矢板店
矢板市矢板字川原田88番地外
- 2 法第 8 条第 1 項の規定による意見の概要

市 町 村 名	意 見 の 概 要
矢 板 市	意 見 な し

(経営支援課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
真 岡 市 土地改良区	理 事	小坂 利雄		真岡市下大田和596	24. 3 .31	
	〃	大塚 清司		〃 飯貝1740	〃	
	〃	大塚 政雄		〃 〃 155	〃	
	〃	野澤 博		〃 下籠谷2837	〃	
	〃	上杉 強		〃 〃 1838	〃	
	〃	日下田圭治		〃 小林1012-88	〃	
	〃	水沼 泉	水沼 泉	〃 〃 409	〃	24. 4 . 1
	〃	和久井啓一郎	和久井啓一郎	〃 根本102	〃	〃
	〃	櫻井 慎也	櫻井 慎也	〃 西田井1046	〃	〃
	〃	井澤 誠	井澤 誠	〃 原町91	〃	〃

	理 事	飯田 一郎	飯田 一郎	真岡市清水1392- 6	24. 3 .31	24. 4 . 1
	〃	櫻井 和男	櫻井 和男	〃 飯貝834	〃	〃
	〃	手塚 廉一	手塚 廉一	〃 堀内559	〃	〃
	〃	柳 亦	柳 亦	〃 東郷200	〃	〃
	〃	小菅 保	小菅 保	〃 島374	〃	〃
	〃	細島 昇	細島 昇	〃 東大島1366- 2	〃	〃
	〃	渡邊 道夫	渡邊 道夫	〃 東沼1199	〃	〃
	〃	櫛毛 功	櫛毛 功	〃 西沼504- 1	〃	〃
	〃	篠崎 正一	篠崎 正一	〃 八木岡363	〃	〃
	〃	柳 光一	柳 光一	〃 亀山101	〃	〃
	〃		佐藤 和三	〃 小林1065		〃
	〃		小林 芳治	〃 田島1102		〃
	〃		仁平 明男	〃 西郷346		〃
	〃		大塚 克彦	〃 京泉695		〃
	〃		山口 嘉治	〃 下籠谷2227		〃
	〃		大和田正一	〃 〃 733		〃
	監 事	藤田 一		〃 赤羽146	24. 3 .31	
	〃	西田 一之		〃 飯貝51- 2	〃	
	〃	飯村喜久男	飯村喜久男	〃 東大島1194	〃	24. 4 . 1
	〃	小池 洸	小池 洸	〃 上大和田611	〃	〃
	〃	金澤 重男	金澤 重男	〃 島219- 2	〃	〃
	〃		櫻井 武和	〃 飯貝840- 1		〃
	〃		石川 市郎	〃 下籠谷287- 2		〃
二 宮 土地改良区	理 事	池田 京平	池田 京平	真岡市阿部品912	24. 3 .12	24. 3 .13
	〃	小島 誠	小島 誠	〃 〃 240- 1	〃	〃
	〃	仁平 助太	仁平 助太	〃 三谷358	〃	〃
	〃	柳 健	柳 健	〃 〃 113- 1	〃	〃
	〃	猪野 邦夫	猪野 邦夫	〃 物井413-12	〃	〃
	〃	豊田 宣雄	豊田 宣雄	〃 〃 34	〃	〃
	〃	本田 輝男	本田 輝男	〃 高田1519	〃	〃
	〃	齋藤 一郎	齋藤 一郎	〃 物井1267- 1	〃	〃
	〃	星野 義治	星野 義治	〃 沖825	〃	〃
	〃	齋藤修次郎	齋藤修次郎	〃 物井3282	〃	〃
	〃	横田 正	横田 正	〃 横田602- 1	〃	〃
	〃	佐藤 房治	佐藤 房治	〃 大根田599	〃	〃
	〃	曾根 成芳	曾根 成芳	〃 鹿288	〃	〃
	〃	杉山 時雄	杉山 時雄	〃 久下田798- 4	〃	〃

	理 事	日賀野定一	日賀野定一	真岡市高田30- 2	24. 3 .12	24. 3 .13
	〃	海老原越重郎	海老原越重郎	〃 物井1232	〃	〃
	〃	野澤 志郎	野澤 志郎	〃 高田1874	〃	〃
	〃	小島 守市	小島 守市	〃 鹿1219	〃	〃
	〃		上野武一郎	〃 〃1793		〃
	監 事	仁平 一元	仁平 一元	〃 大根田596	24. 3 .12	〃
	〃	野澤 守夫	野澤 守夫	〃 物井2308- 1	〃	〃
	〃	光菅 貴一	光菅 貴一	〃 高田1872	〃	〃
小 倉 堰 土地改良区	理 事	鈴木 正雄		栃木市西方町本城1534- 2	24. 3 .31	
	〃	石川 和夫		〃 〃 340- 1	〃	
	〃	森下 勉		〃 西方町金崎328-10	〃	
	〃	大塚 俊一		〃 〃 495	〃	
	〃	中村 良雄		〃 西方町元1599- 2	〃	
	〃	三澤 義久		〃 〃 998- 4	〃	
	〃	鈴木 宏男		〃 西方町金井1667- 3	〃	
	〃	小川 清		〃 〃 651	〃	
	〃	熊倉 光雄		〃 西方町本郷1017	〃	
	〃	牧野 藤一		〃 〃 372	〃	
	〃	大澤 弘	大澤 弘	〃 都賀町富張543- 1	〃	24. 4 . 1
	〃		丸山 好一	〃 西方町本城1277- 3		〃
	〃		中田 善美	〃 〃 718- 2		〃
	〃		福田 高明	〃 西方町金崎182- 2		〃
	〃		大塚 文雄	〃 〃 351		〃
	〃		坂本 政明	〃 西方町元1454		〃
	〃		松本 清一	〃 〃 650		〃
	〃		川島 利夫	〃 西方町金井573- 4		〃
	〃		臼井 昭	〃 〃 146		〃
	〃		和賀井安二	〃 西方町本郷909- 1		〃
	〃		二宮 兵衛	〃 〃 258		〃
	監 事	松本 清一		〃 西方町元650	24. 3 .31	
	〃	早乙女初男		〃 都賀町家中5689	〃	
	〃		青木 茂征	〃 西方町金崎799		24. 4 . 1
	〃		大阿久 茂	〃 西方町金井1760		〃
南 河 内 町 東 南 部 土地改良区	理 事	須藤 通正		下野市下坪山1308	24. 2 .29	
	〃		神戸 操	〃 〃 1473		24. 3 .26
荒 川 南 部 土地改良区	理 事	玉造 恵一		那須烏山市大里310- 1	24. 3 .31	
	〃		小浜 克巳	〃 〃 294		24. 4 . 9

	理 事		植村 芳雄	那須烏山市森田1332- 1		24. 4 . 9
湯 津 上 土地改良区	理 事	坂本 健		大田原市湯津上147	24. 3 .31	
	〃	木村 俊夫		〃 〃 498	〃	
	〃	川又 康夫		〃 佐良土1238	〃	
	〃	大江 正巳		〃 蛭田1975-84	〃	
	〃	小町 隆義		〃 蛭畑353	〃	
	〃	吉成 昭市		〃 佐良土 9	〃	
	〃	榊原 康仁		〃 蛭田1974	〃	
	〃	磯 秀一	磯 秀一	〃 湯津上1479	〃	24. 4 . 1
	〃	小林 英夫	小林 英夫	〃 〃 101	〃	〃
	〃	磯 紘一	磯 紘一	〃 奥沢197	〃	〃
	〃	蛭田 衛	蛭田 衛	〃 新宿601	〃	〃
	〃	福田 次男	福田 次男	〃 鹿畑65	〃	〃
	〃	磯尾 義親	磯尾 義親	〃 湯津上2944- 2	〃	〃
	〃	秋本 則夫	秋本 則夫	〃 蛭畑788	〃	〃
	〃	長谷沢幹男	長谷沢幹男	〃 佐良土2356- 1	〃	〃
	〃	高野岸一郎	高野岸一郎	〃 片府田333	〃	〃
	〃	牛井渕貞夫	牛井渕貞夫	〃 新宿571- 1	〃	〃
	〃		佐藤 憲一	〃 狭原709		〃
	〃		植竹 孝	〃 湯津上246		〃
	〃		生田目美尾	〃 佐良土2343		〃
	〃		渡辺 和雄	〃 蛭田664		〃
	〃		大竹 信	〃 蛭畑876- 2		〃
	〃		増渕 國章	〃 佐良土4023		〃
	〃		菊地 良作	〃 蛭田1198		〃
	監 事	鈴木 作三	鈴木 作三	〃 片府田377	24. 3 .31	〃
	〃	山口 泉	山口 泉	〃 湯津上2125- 1	〃	〃
	〃	岸 壯	岸 壯	〃 蛭畑890-22	〃	〃

○土地改良区役員の住所変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について住所変更の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	氏 名	変 更 前 住 所	変 更 後 住 所
真 岡 市 土 地 改 良 区	監 事	飯村喜久男	真岡市東大島1193	真岡市東大島1194
	〃	西田 一之	〃 飯貝63	〃 飯貝51- 2

(農地整備課)

○基本測量の終了

平成23年11月 8 日付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 作業種類
基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業地域
真岡市
- 3 作業期間
平成23年11月29日から平成24年 3 月31日まで

(監理課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成24年 4 月27日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
真岡市下籠谷4684番 1	芳賀郡芳賀町大字下高根沢5112番地36	小 川 芳 治
真岡市小林字新堀129番 9 の一部	真岡市東郷 5 番地 1 市営東郷団地615号 真岡市八条10番地	小 堀 あ け み 小 堀 季 樹
下野市細谷字西原713番12	下野市細谷713番地12	西 村 留 美 子
下都賀郡壬生町大字安塚字西原2317番 11	下都賀郡壬生町大字安塚2476番地 6 山田方	福 田 智 子
下都賀郡野木町大字南赤塚字行家西 1207番34、1207番50	さくら市向河原3984番地 2 リバーサイド 鬼怒 C 103	八 木 沢 弘 一
下都賀郡岩舟町大字静字中土頭1417番 1、1418番 1、1420番 2、1420番 3、1421番 2	東京都千代田区二番町 8 番地 8	株式会社セブンーイ レブン・ジャパン
下都賀郡岩舟町大字静戸字水掛198番 6、198番 9	下都賀郡岩舟町大字静戸198番地 6	笹 崎 和 江

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第 1 項の規定により、政治団体の平成22年に係る収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成24年 4 月27日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

(単位 円)

八木沢かずしげ後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 八木澤一重
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 矢板市議会議員

報告年月日 24. 4 . 2

1 収入総額	300,000
前年繰越額	300,000
2 支出総額	0

飯塚正人後援会

報告年月日 24. 3 .30

1 収入総額	9,650
前年繰越額	9,650
2 支出総額	0

大塚朋之後援会

報告年月日 24. 2 .13

1 収入総額	2,034,631
前年繰越額	424,631
本年収入額	1,610,000
2 支出総額	1,727,058
3 本年収入の内訳	

寄附	1,610,000
個人分	1,610,000

4 支出の内訳	
経常経費	1,090,278
人件費	360,400
光熱水費	151,230
備品・消耗品費	44,599
事務所費	534,049
政治活動費	636,780
組織活動費	270,270
機関紙誌の発行その他の事業費	366,510
機関紙誌の発行事業費	342,510
宣伝事業費	24,000
5 寄附の内訳	
(個人分)	
年間五万円以下のもの	1,610,000

川面充子を支援する会

報告年月日 24. 3 .15

1 収入総額	50,000
本年収入額	50,000
2 支出総額	20,000
3 本年収入の内訳	
寄附	50,000
個人分	50,000

4 支出の内訳

政治活動費	20,000
機関紙誌の発行その他の事業費	20,000
宣伝事業費	20,000

5 寄附の内訳

(個人分)	
年間五万円以下のもの	50,000

倉井賢一後援会

報告年月日 24. 3 .28

1 収入総額	61,138
前年繰越額	8,138
本年収入額	53,000

2 支出総額	54,000
--------	--------

3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (53人)	53,000

4 支出の内訳	
経常経費	54,000
光熱水費	11,000
備品・消耗品費	18,000
事務所費	25,000

自治研高根沢

報告年月日 24. 3 .28

1 収入総額	0
2 支出総額	0

竹沢英俊後援会

報告年月日 24. 3 .30

1 収入総額	6,617
前年繰越額	6,617
2 支出総額	0

長沢はるお後援会

報告年月日 24. 4 . 2

1 収入総額	0
2 支出総額	0

ふるさと益子を愛する会

報告年月日 24. 3 .30

1 収入総額	0
2 支出総額	0

本沢たくま後援会

報告年月日 24. 3 .14

1 収入総額	0
2 支出総額	0

真瀬よしまさ後援会

報告年月日 24. 4 . 2

1 収入総額 61,156

前年繰越額

61,156

2 支出総額

0

栃木県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、解散した政治団体に係る収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成24年 4 月27日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

(単位 円)

平成22年解散分

登坂理平後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 登坂 理平

資金管理団体の届出に係る公職の種類 日光市議会議員

報告年月日 24. 3 . 7 (22. 4 .23解散)

1 収入総額 384,203

前年繰越額 384,203

2 支出総額 0

大田和英夫後援会

報告年月日 24. 4 . 9 (22. 1 . 5 解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

日本青年社栃木県支部

報告年月日 24. 3 .12 (22.12.31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

平成23年解散分

国民新党憲友会栃木県支部

報告年月日 23.11.25 (23.11.24解散)

1 収入総額 365,806

前年繰越額 365,712

本年収入額 94

2 支出総額 365,806

3 本年収入の内訳

その他の収入 94

一件十万円未満のもの 94

4 支出の内訳

政治活動費 365,806

組織活動費 365,806

自由民主党栃木県軍恩支部

報告年月日 24. 2 . 7 (23.12.31解散)

1 収入総額 55,304

前年繰越額 43,604

本年収入額

11,700

2 支出総額

0

3 本年収入の内訳

個人の党費・会費 (11人) 11,700

おりはらよしあき後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 織原 義明

資金管理団体の届出に係る公職の種類 足利市議会議員

報告年月日 24. 3 .30 (23.12.31解散)

1 収入総額 214,456

前年繰越額

3,838

本年収入額

210,618

2 支出総額

214,456

3 本年収入の内訳

寄附 210,618

個人分 210,618

4 支出の内訳

経常経費 41,615

光熱水費 255

備品・消耗品費 31,248

事務所費 10,112

政治活動費 172,841

組織活動費 172,841

5 寄附の内訳

(個人分)

織原 義明 210,618 足利市

教育福祉を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名 寄川フユ子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 鹿沼市議会議員

報告年月日 24. 2 .10 (23.12.28解散)

1 収入総額 53,550

前年繰越額

50,000

本年収入額

3,550

2 支出総額

53,550

3 本年収入の内訳

機関紙誌の発行その他の事業による収入 3,550

慰労会 3,550

4 支出の内訳

政治活動費	53,550
その他の経費	53,550

仁政会

資金管理団体の届出をした者の氏名 栗川 仁

資金管理団体の届出に係る公職の種類 那須塩原市長

報告年月日 24.4.3 (23.12.31解散)

1 収入総額	1,320,000
前年繰越額	320,000
本年収入額	1,000,000
2 支出総額	1,320,000
3 本年収入の内訳	
寄附	1,000,000
個人分	1,000,000
4 支出の内訳	
政治活動費	1,320,000
寄附・交付金	1,320,000
5 寄附の内訳	
(個人分)	
栗川 仁	1,000,000 那須塩原市

須藤勇後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 須藤 勇

資金管理団体の届出に係る公職の種類 下野市議会議員

報告年月日 24.3.13 (23.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

豊郷地区生きがづくり推進委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名 小野 武伸

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宇都宮市議会議員

報告年月日 24.2.22 (23.12.1解散)

1 収入総額	100,013
本年収入額	100,013
2 支出総額	100,013
3 本年収入の内訳	
借入金	100,000
小野 武伸	100,000
その他の収入	13
一件十万円未満のもの	13
4 支出の内訳	
政治活動費	100,013
その他の経費	100,013

野田尚吾後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 野田 尚吾

資金管理団体の届出に係る公職の種類 栃木県議会議員

報告年月日 23.12.1 (23.11.30解散)

1 収入総額	1,205,446
前年繰越額	262,990
本年収入額	942,456
2 支出総額	1,167,618
3 本年収入の内訳	
寄附	940,762
個人分	940,762
その他の収入	1,694
一件十万円未満のもの	1,694
4 支出の内訳	
経常経費	826,168
光熱水費	63,165
備品・消耗品費	6,363
事務所費	756,640
政治活動費	341,450
機関紙誌の発行その他の事業費	341,450
機関紙誌の発行事業費	341,450
5 寄附の内訳	
(個人分)	
野田 尚吾	940,762 栃木市

本橋徳太郎後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 本橋徳太郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類 小山市議会議員

報告年月日 24.3.5 (23.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

よこくら利夫を励ます会

資金管理団体の届出をした者の氏名 横倉 利夫

資金管理団体の届出に係る公職の種類 西方町議会議員

報告年月日 24.3.7 (23.9.30解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

リフレッシュ矢板

資金管理団体の届出をした者の氏名 齋藤 宇一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 矢板市議会議員

報告年月日 24.3.8 (23.12.31解散)

1 収入総額	1,052
前年繰越額	1,052
2 支出総額	0

飯塚正人後援会

報告年月日 24.3.30 (23.12.31解散)

1 収入総額	9,650
前年繰越額	9,650
2 支出総額	0

石川雅雄後援会

報告年月日 24. 2 . 7 (23. 5 .31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

維新政党新風栃木県本部

報告年月日 24. 3 . 9 (23.12.31解散)

1 収入総額	39,926
前年繰越額	545
本年収入額	39,381
2 支出総額	39,926
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (2人)	20,000
寄附	9,381
個人分	9,381
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	10,000
維新政党・新風	10,000
4 支出の内訳	
経常経費	3,710
備品・消耗品費	3,710
政治活動費	36,216
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	10,000
組織活動費	26,216
寄附・交付金	10,000
5 寄附の内訳	
(個人分)	
年間五万円以下のもの	9,381

いわさき昇後援会

報告年月日 24. 2 .23 (23.12. 5 解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小野たけのぶ後援会

報告年月日 24. 3 . 8 (23.12. 1 解散)

1 収入総額	910,015
本年収入額	910,015
2 支出総額	907,550
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (22人)	110,000
寄附	800,000

個人分	800,000
その他の収入	15
一件十万円未満のもの	15

4 支出の内訳

経常経費	78,210
備品・消耗品費	78,210
政治活動費	829,340
組織活動費	829,340

5 寄附の内訳

(個人分)

小野 武伸	800,000	宇都宮市
-------	---------	------

岸こう平後援会

報告年月日 23.12. 2 (23.11.27解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

小杉治男後援会

報告年月日 24. 3 .16 (23.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

齋藤宇一後援会

報告年月日 24. 3 . 8 (23.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

鈴木章由後援会

報告年月日 24. 3 .14 (23.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

鈴木さちえ後援会

報告年月日 24. 3 .29 (23.12.27解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

鈴木としみ後援会栃木支部

報告年月日 24. 1 .30 (23.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

高橋保後援会

報告年月日 24.2.23 (23.12.31解散)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

つかはら一男後援会

報告年月日	24.3.9 (23.12.31解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

栃木地区合併を実現する会

報告年月日	24.3.27 (23.12.4解散)
1 収入総額	147,450
前年繰越額	147,425
本年収入額	25
2 支出総額	51,103
3 本年収入の内訳	
その他の収入	25
一件十万円未満のもの	25
4 支出の内訳	
経常経費	5,294
備品・消耗品費	5,189
事務所費	105
政治活動費	45,809
組織活動費	25,809
選挙関係費	20,000

野田尚吾岩舟町後援会

報告年月日	23.12.1 (23.11.30解散)
1 収入総額	78,616
前年繰越額	78,616
2 支出総額	0

花塚直孝後援会

報告年月日	24.2.21 (23.12.10解散)
1 収入総額	27,186
前年繰越額	27,186
2 支出総額	0

福田静江新風会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号及び第二号

公職の候補者の氏名 福田 静江

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員

報告年月日	24.3.2 (23.12.29解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

ふじた武後援会

報告年月日	24.3.12 (23.4.1解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

前田万作後援会

報告年月日	24.3.14 (23.12.10解散)
1 収入総額	3,002
前年繰越額	3,002
2 支出総額	3,002
3 支出の内訳	
経常経費	3,002
事務所費	3,002

松島不三後援会

報告年月日	24.3.5 (23.12.20解散)
1 収入総額	16,240
前年繰越額	16,240
2 支出総額	16,240
3 支出の内訳	
経常経費	16,240
備品・消耗品費	9,415
事務所費	6,825

本澤節子励ます会

報告年月日	24.1.23 (23.12.31解散)
1 収入総額	102,500
前年繰越額	12,500
本年収入額	90,000
2 支出総額	90,861
3 本年収入の内訳	
寄附	90,000
個人分	90,000
4 支出の内訳	
政治活動費	90,861
機関紙誌の発行その他の事業費	90,861
宣伝事業費	90,861

5 寄附の内訳	
(個人分)	
本澤 節子	90,000
大田原市	

「やまのいかずお」後援会

報告年月日	23.12.20 (23.12.10解散)
1 収入総額	18,300
本年収入額	18,300
2 支出総額	18,300
3 本年収入の内訳	
個人の党費・会費 (33人)	3,300
寄附	15,000
個人分	15,000
4 支出の内訳	
経常経費	8,771

備品・消耗品費	7,771	5 寄附の内訳	
事務所費	1,000	(個人分)	
政治活動費	9,529	年間五万円以下のもの	15,000
選挙関係費	9,529		

人事委員会

栃木県人事委員会規則第十五号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和二十七年栃木県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「前項第一号イ」を「前項第一号ロ(1)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

栃木県人事委員会規則第十六号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

栃木県人事委員会委員長 平 間 幸 男

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和五十二年栃木県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第二六の表中	四 種	65,000円	を
----------	-----	---------	---

四 種	65,000円	に改める。
五 種	60,700円	

別表第三六の表中	四 種	49,900円	を
----------	-----	---------	---

四 種	49,900円	に改める。
五 種	46,600円	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の給料の特別調整額に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第 8 号

包括外部監査人深谷卓男の監査の事務を補助する者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第 1 項の規定による協議が調ったので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成24年 4 月27日

栃木県監査委員 岩 崎 信
同 花 塚 隆 志
同 黒 本 敏 夫
同 田 崎 昌 芳

監 査 の 事 務 を 補 助 す る 者		監 査 の 事 務 を 補 助 で き る 期 間
氏 名	住 所	
江 原 照 雄	宇都宮市上戸祭町2834番地157	平成24年 4 月27日から 平成25年 3 月31日まで
森 正 人	足利市江川町 4 丁目 3 番地 4	平成24年 4 月27日から 平成25年 3 月31日まで
福 田 栄	宇都宮市一番町 3 番17号	平成24年 4 月27日から 平成25年 3 月31日まで
舘 内 宏 宣	足利市通 2 丁目14番地 7 足利市中橋ハイツ907	平成24年 4 月27日から 平成25年 3 月31日まで